



佐賀県公報

平成20年
12月24日
(水曜日)
第 13113号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 道路の区域の変更 (四六六・道路課) 一
- 道路の供用開始 (四六七・) 一
- 道路の区域の変更 (四六八・) 一
- 道路の供用開始 (四六九・) 二

公告

- 公共測量の実施 (土地対策課) 二
- 相知地区千束換地区換地計画 (農地整備課) 二
- 選挙管理委員会事項
選挙管理委員会事項 (告示・四九) 三
- 人事委員会事項
人事委員会事項 (規則・二二) 三

○告示

◎佐賀県告示第四百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十二月二十四日から平成二十一年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供る。

平成二十年十二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		延長メートル
	区間	変更前後の別	
山崎町切線 唐津市相知町田頭字前田四番一 地先から 唐津市相知町切字野添九〇五 番五地先まで	前	後	四三六・七
	一〇・五	三八・〇	
山崎町切線 唐津市相知町田頭字前田四番一 地先から 唐津市相知町切字野添九〇五 番五地先まで	前	後	四三六・七
	一〇・五	三八・〇	

◎佐賀県告示第四百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年十二月二十四日から平成二十一年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供る。

平成二十年十二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山崎町切線	唐津市相知町田頭字前田四番一地先から 唐津市相知町切字野添九〇五番五地先まで	平成二〇・一二・二四

◎佐賀県告示第四百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十二月二十四日から平成二十一年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦

覽に供る。

平成二十年十二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	区 間	道 路 の 区 域		
		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 武雄福富線	武雄市北方町大字芦原字一本松二三四番一地从先から武雄市北方町大字芦原字長町九八九番二地先まで	後	一七・一〇・一	八〇二・二
		前	一七・一〇・一	八〇三・一

◎佐賀県告示第四百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の通り道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年十二月二十四日から平成二十一年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供る。

平成二十年十二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄福富線	武雄市北方町大字芦原字一本松二三四番一地从先から武雄市北方町大字芦原字長町九八九番二地先まで	平成二〇・一二・二四

○ 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所長 から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成20年12月24日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 3級水準測量
- 2 作業期間 平成20年12月15日から平成21年3月16日まで
- 3 作業地域 唐津市

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備)相知地区千束換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの換地計画に異議のある方は、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成21年2月13日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。

平成20年12月24日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(中山間地域総合整備)相知地区千束換地区の換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成20年12月25日から平成21年1月29日まで
- 3 縦覧の場所

選挙管理委員会

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項に規定する海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年十二月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 松浦海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六七九人

二 佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一、二二五人

○ 人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 馬場昌平

●佐賀県人事委員会規則第二十二号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲

を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の神埼市の本庁の市長部局(会計課を含む。)の項中「秘書係長 総務係長」を「総務課副課長(人事、職員団体担当に限る。)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十二月二十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 ㈱佐賀印刷社

